

花いっぱい運動公共花壇設置実施要領

1 趣 旨

安らぎと潤いのある、明るく住みよい街づくりをめざし、街を花で美しく飾る花いっぱい運動を積極的に推進するため、公共花壇の設置に関し、必要な事項を定める。

2 用 語

この要領において定める公共花壇とは、業務用以外のもので地区内の環境美化向上のために設けられる次のものをいう。

- ① 道路鉢とは、道路の歩道におくフラワーポット
- ② 道路花壇とは、道路の歩道に設置する花壇
- ③ 児童花壇とは、児童公園、遊園地等の広場に設置する花壇
- ④ その他の花壇とは、公共施設またはこれに準ずる施設に設置する花壇

3 公共花壇の設置申請と許可

- (1) 公共花壇を設置しようとする者は、様式1号による申請書により申請しなければならない。
- (2) 申請は、地区の緑化推進委員（自治会長）を経由して市長へ提出しなければならない。
- (3) 市長は、公共花壇の設置申請があった場合は、直ちに現地確認のうえ、設置に必要な意見等を付し、申請書に対し速やかに要否の決定通知書（様式2号）をしなければならない。

4 設置の基準

- (1) 公共花壇の設置は、申請者によるものとし、その設置基準は次のとおりとする。
 - ① 道 路 鉢 1地区に30個以上が設置できること。
 - ② 道 路 花 壇 1地区でその合計の面積が10㎡以上であること。
 - ③ 児童花壇及びその他の花壇 1カ所10㎡以上の花壇が設置できる
- (2) 花壇の設置条件等に変更が生じた場合は、管理者は事前に市長へ連絡し、必要な処理を実施しなければならない。

5 材料等の支給

- ① 市長は、公共花壇に必要な原材料は、予算の範囲内において支給する。
- ② 市長は、公共花壇に植栽する草花の苗は予算の範囲内において支給する。

6 育成管理と責務

- (1) 花壇の管理は、申請者によるものとし、良好な保護育成に努めなければならない。
- (2) 公共花壇の保全是、管理者の責任により実施しなければならない。

(3) 市長は、花壇の植栽及び保護管理等に、必要な指導助言をしなければならない。

7 その他

その他この定めのない事項については、その都度、関係当事者の協議のうえ決定するものとする。

8 実施期日

この要領は昭和53年4月1日から実施する。